

入札説明書についての補足事項

本事業に関し、平成 14 年 12 月 24 日に公表された「大阪府立高等学校教育環境改善事業入札説明書」(以下「入札説明書」という。)についての補足事項について以下に示す。なお、本補足事項は、入札説明書を補足し、これと一体をなすものである。

1 サービス対価、契約金額等の整理

[関連項目]

- ・ 入札説明書 2 (7) ア
- ・ 入札説明書 4 (3) ク
- ・ 入札説明書 4 (3) ケ
- ・ 入札説明書 [別紙 3] 2、3

サービス対価、契約金額等について以下に整理する。

(1) サービス対価

本事業を実施するにあたり、大阪府教育委員会(以下「府教委」という。)が受託事業者の本事業実施の対価として半期ごとに支払う金員の総額をサービス対価という。

上記のサービス対価の内訳は以下のようになる。(詳細については入札説明書[別紙 3]の2を参照)

- ・ 空気調和設備の設計・設置等のサービス対価
- ・ 空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価
- ・ 空気調和設備の稼動に必要なエネルギー調達に係るサービス対価

上記の3種のサービス対価は事業期間中、入札説明書「別紙 3」の3に応じて改定される。ただし、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」については改定を行わない。

上記およびその内訳であるに示す3種のサービス対価には、消費税及び地方消費税は含まれない。府教委は受託事業者にサービス対価にあたっては、当該サービス対価にかかる消費税及び地方消費税を加算して支払うものとする。

(2) 入札書に記載する金額

入札参加者は上記(1)の半期ごとに支払われるサービス対価を、府教委の示す入札説明書等の条件に従って、自己の提案に基づき算出し、これを基にしてサービス対価(事業期間に支払われる総額)を入札書に記載すること。

ただし、サービス対価を算定するにあたっては、上記(1)に示すサービス対価の改定が行われないと仮定すること。すなわち、各半期ごとに支払われるサービス対価の支払いが事業期間を通じて一定となるように計算すること。

入札参加者は上記の入札書に記載する金額には、消費税及び地方消費税を含めないこと。

(3) 契約希望金額、落札金額

入札書に記載された金額にその金額の100分の5に相当する額(消費税及び地方消費税)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。)をもって契約希望金額とする。

落札者の契約希望金額をもって落札金額とする。府教委と受託事業者は、落札金額をもって契約を締結するものとする。

2 入札の実施における開札の手順と注意事項

[関連項目]

- ・ 入札説明書 4 (3) ケ

入札の実施における開札の手順と注意事項について、以下に示す。

入札参加者若しくはその代理人の立ち会いのもとで開札を行う。この場合、入札参加者若しくはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

入札参加者若しくはその代理人が開札日時に遅れた場合、開催場所に入室できない。

入札参加者の提出する入札書記載の入札価格が、予め公表してある予定価格を超えている場合、当該提案は失格とする。また、当該予定価格の制限内の入札がない場合は、再入札は行わない。

3 入札保証金の免除の申請

[関連項目]

- ・ 入札説明書 4 (5) オ

入札保証金の免除の申請について、以下に示す。

大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第61条第1号又は第2号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。

入札参加者が入札保証金の免除の申請を希望する場合、入札保証金免除申請書(様式10または様式11)を提出すること。

提出期間 平成15年2月3日(月)から同月14日(金)まで(府の休日を除く)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

提出方法 入札保証金免除申請書(様式10または様式11)を下記の提出先まで、持参又は郵送(ただし、2月14日(金)に必着の場合に限る。)すること。

提出場所 大阪府教育委員会事務局施設課施設整備グループ
住所:〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目2番20号
大手前ウサミビル2階
電話:06-6944-6898 FAX:06-6944-6900

結果通知 入札保証金の免除の可否については、平成15年2月21日(金)付で電話及び書面により通知する。

留意事項 書類作成費用は入札参加者の負担とする。
申請書類は返却しない。

4 空調設備の導入による基本料金の増加分の負担

[関連項目]

- ・ 入札説明書 [別紙3] 2 (3) イ

空気調和設備の導入により、既存の府立高等学校が契約しているエネルギーの基本料金の増加が想定される場合は、その増加分は受託事業者の負担とする。入札参加者は空気調和設備の稼動に必要なエネルギー調達に係るサービス対価を算定するにあたり、基本料金の増加分を見込むこと。